

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人交通遺児等育成基金（以下「当基金」という。）定款第17条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当基金を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当基金は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、定例報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、特別手当を支給することができる。
- 4 常勤役員のうち使用人を兼務する者については、その兼務の状況に応じて報酬と職員給与に区分して支給することができる。ただし、区分の必要がないと認められる場合は報酬のみで支給することができる。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、第7条に規定する退職手当を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当基金の常勤役員のうち理事の定例報酬は、月額85万円を上限として、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日及び支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

(特別手当)

第6条 特別手当は、常勤役員特別手当支給基準（別表）に基づき、定例報酬月額に支給率

を乗じた額とする。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職手当は、退任した日におけるその者の定例報酬月額に在職年数（1年未満の端数は月割り計算とする。）を乗じて得た額とする。

(費用)

第8条 当基金は、役員等がその職務の遂行に際して負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、支給方法は別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、別に定める旅費規程により支給することができる。

(公表)

第9条 当基金は、本規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 （平成25年4月1日基金総第1035号）

1 この規程は、平成25年4月1日から適用する。

2 この規程の施行の日において引き続き常勤役員に在任する者の退職手当の算定については、当初の就任の日から起算するものとする。

(別表) 常勤役員特別手当支給基準

区 分	定例報酬月額に対する支給率
6月	100分の100
12月	100分の100

